

公益社団法人三重県獣医師会 狂犬病予防委員会規程

この法人の定款第43条に基づき、小動物部会の下部組織として、狂犬病予防委員会を設置し、その運営については、委員会設置規程に関わらず、この狂犬病予防委員会規程の定めるところによる。

(目 的)

第1条 この委員会は狂犬病予防法、同施行令及び同施行規則に基づき、公益社団法人三重県獣医師会会長(一部の地域では部会員も含む。)及び県内市町長の契約による狂犬病予防業務を実施することにより、狂犬病の発生予防及び撲滅に努め、もって公衆衛生に寄与する。

(事 業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)狂犬病予防接種に関する事項
- (2)ワクチンおよび必要器材の契約に関する事項
- (3)狂犬病予防接種に起因する事故への対応
- (4)本業務の啓発普及に関する事項
- (5)その他、本委員会の目的達成に必要な事項

(委 員 会)

第3条 委員会の委員(以下、「委員」という。)は、小動物部会員の中から理事会が選任した正会員又は学識経験者で12名以内とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、それぞれ理事の中から会長が指名する。
- 4 委員に欠員ができた場合は補充する事ができる。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(集 合 注 射)

第4条 新たに集合注射に参加しようとする者は、毎年12月末までに支部を經由して別に定める文書で委員長に申し込み、翌年度から参加資格を得る。

ただし、部会員の集合注射への参加、不参加は本会支部が決定できる。

- 2 集合注射参加には、別に定める事務経費を納入しなければならない。

(委員会支部)

第5条 委員会は、事業の円滑な運営を図るため本会支部と協力する。

- 2 支部は、各1名の委員を推薦する。

(会 議)

第6条 会議は、委員をもって構成する。

- 2 会議は、この規約に定めるもののほか、この委員会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3 会議は、委員長が招集し、この会議の議長にあたる。また必要に応じ、電子会議を行うものとする。
- 4 本会会長、副会長は、必要により会議に出席し、意見を述べることができる。
- 5 会議の議事については、委員長は本会会長に報告しなければならない。

(委員会運営費及び事故補償費)

第7条 委員会の運営費等は、第4条2項の事務経費から支出する。

- 2 狂犬病予防接種により発生した事故補償費については、別に定める事故補償細則により、本会経費から支出する。

(改 廃)

第8条 この委員会規程の改廃は、理事会の議決による。

(そ の 他)

第10条 委員会運営のため、規程の定めのない事項については、本会会長がこれを決裁する。

附 則 この規程は、平成30年度総会の日から施行する。

- 2 狂犬病予防部会規程は、平成30年度総会の日をもって廃止する。
- 3 平成31年3月14日一部改正。